

1. 両コース共通

No.	区分	質問	回答																
1	交付申請	申請書の提出方法は。	原則として、オンライン、メール、郵送、持参（要予約）のいずれかの方法での申請となります。																
2	交付申請	各コースの併用は可能か。	上乗せコース（令和7年10月11日以前国助成金申請分）と、上乗せコース（令和8年9月1日以降国助成金申請分）または拡大コースは重複して申請いただくことが可能です。ただし、同一年度に同一補助対象事業者が複数の事業場において申請する場合は、1 補助対象事業者当たり上乗せコース及び拡大コースを合計して10,000,000円が上限となります。その際、交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬は除きます。 なお、上乗せコース（令和8年9月1日以降国助成金申請分）と拡大コースの併用は認められません。 <参考>各コースの併用対応表 <table><tr><th></th><th>上乗せ（過年度）</th><th>上乗せ（R8 改正）</th><th>拡大</th></tr><tr><th>上乗せ（過年度）</th><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><th>上乗せ（R8 改正）</th><td>○</td><td></td><td>×</td></tr><tr><th>拡大</th><td>○</td><td>×</td><td></td></tr></table>		上乗せ（過年度）	上乗せ（R8 改正）	拡大	上乗せ（過年度）		○	○	上乗せ（R8 改正）	○		×	拡大	○	×	
	上乗せ（過年度）	上乗せ（R8 改正）	拡大																
上乗せ（過年度）		○	○																
上乗せ（R8 改正）	○		×																
拡大	○	×																	
3	交付申請	県奨励金のべ切までに、申請書類が全て揃わないかもしれない。提出できる書類のみ用意して申請してよいのか。	申請書類が一式揃った状態でないと受理できません。																
4	交付申請	社会保険労務士が代理で申請書類を作成している場合、申請書の担当者欄は書類を作った社会保険労務士でよいのか。	事務局からの問い合わせに対応可能であれば、差し支えありません。																
5	交付申請	1/29までに交付申請を行えば、実績報告は1/30以降でもよいのか。	実績報告は1/29までに提出いただく必要があります。なお、交付申請をいただいてから交付決定までも一定の期間を要しますので、余裕をもって交付申請をいただきますようお願いいたします。																
6	併給	奨励金と他の補助金との併給は可能か。	同一の設備投資等を対象経費として他の補助金との併給は認められません。																
7	併給	「いばらき賃上げ支援金」との併用は可能か。	「いばらき賃上げ支援金」との併用は可能です。																
8	補助対象	県奨励金は、賃上げした人件費に対する補助なのか。	賃上げを行った上で、生産性向上のために行った設備投資等に対する補助になります。																
9	補助対象	他県に所在する事業場も対象となるのか。	県内に所在する事業場のみ対象となります。																

1. 上乗せコース

No.	区分	質問	回答
1	補助対象	2023.12月に国助成金の交付決定を受けたが、県奨励金の対象となるか。	2024.1.1以降に国助成金の交付決定を受けている必要があるため、対象外となります。
2	補助対象	国助成金の交付決定を受けたが、県奨励金の申請は可能か。	県への申請書の添付書類として、国助成金の支給決定通知書が必要となりますので、支給決定通知書を受け取ったあとに、申請をお願いします。
3	交付申請	令和7年度以前の国助成金を申請した分と、令和8年度に国助成金を申請した分は、まとめて申請できるか。	まとめての申請はできませんので、それぞれ申請をしていただく必要があります。

1. 拡大コース

No.	区分	質問	回答
1	賃上げ	いつ時点の事業場内最低賃金の上げが対象になりますか。	令和8年4月1日以降の賃金上げが対象であり、4月1日付の定期昇給であっても対象となります。 なお、交付申請時期に関わらず令和8年4月1日以降の賃金上げが対象となりますので、 <u>交付申請前の賃金上げも対象となります。</u>
2	賃上げ	賃金の上げを、2回に分けて（二段階で）行うことはできますか	事業場内最賃の上げについて、2回に分けて行うことはできません。 (例) 5月1日に事業場内最賃を1,200円から1,240円に、9月1日に1,240円を1,250円に、2段階に分けて50円上げるものとして申請をしたとしても、5月1日と9月1日を合算して引上げ額を算定することはできません。
3	賃上げ	「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。	本奨励金における「常時使用する労働者の数」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、労働基準法第21条に該当しない者（下記参照）が「常時使用する労働者」に該当します。 なお、派遣労働者については、派遣元でカウントしてください。 <参考：労働基準法第21条> 前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。 一 一日雇入れられる者 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者 四 試の使用期間中の者
4	賃上げ	賃金を上げた労働者の人数として、どの範囲まで算入できますか。	事業場内最賃である労働者の外、引上げられることにより賃金が追いつかれる労働者についても、申請コースと同額以上引上げた場合、その労働者も引上げ労働者数に含めることができます。 例えば、ある事業場内の労働者の賃金がそれぞれA（1,200円）、B（1,240円）、C（1,300円）で、Aが事業場内最賃で50円引上げる場合は、追いつかれるBも50円以上の引上げが必要です。Cについては、仮に50円引上げたとしても申請時に元々、事業場内最低賃金額であるAの引上げ後の事業場内最賃1,250円以上であることから引上げ労働者数には含まれません（この場合、賃金を上げた労働者の人数はAとBの2名とカウントします。）。 (参考) 引き上げ人数のカウント方法（金額は上乗せコースの場合） <例：事業場内最低賃金 1, 050円、70円コースの場合> 全労働者の賃金を 1, 120円以上へ引き上げる必要があります。 ○事業場内最低賃金等の計算方法について ■引上げ人数は2名とカウント
5	賃上げ	現在見習い中で、数ヶ月後に賃金上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事業場内最賃とみなされるのでしょうか。	見習い、研修、試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金上げは、事業場内最賃の引上げには当たりません。これら以外の労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最賃とする必要があります。 なお、本奨励金を利用して一般の労働者の事業場内最賃の引上げがなされた場合、試用期間中等の労働者の賃金額が引上げ後の事業場内最賃を下回っていても、試用期間中等の労働者について、事業場内最賃の引上げコース額と同額以上の引上げを行えば、計画に基づく所要の賃金上げがなされたものとして扱います（試用期間等の終了後は、引上げ後の事業場内最賃以上の賃金を支払う必要があります。）。その場合の試用期間中の定めについては、別途就業規則等で定める必要があります。
6	賃上げ	事業場内最低賃金はどのように算定するのですか。算定するときに含まれる手当の種類や、月給制の場合の扱いを教えてください。	事業場内最賃の算定方法は、地域別最賃と同様の考え方で行います。最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定に基づき算定し、そこから同法第4条第3項第3号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」である精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除外します。※なお、歩合給を支払っている場合はNo6にご留意ください。
7	賃上げ	月給制の事業場において賃金の時間額に1円未満の端数があります。この場合、賃金の引上げ額はどのように扱われますか。	時間額以外の方法で賃金額が定められている場合であれば、1時間当たりの額に1円未満の端数がある場合についても、その賃金額を基準に申請コース区分の金額以上引上げれば、本事業における引上げと認められます。 例えば、1時間当たりの額が1,200円50銭の場合、1時間当たりの額を1,250円50銭以上に引上げることとすれば、50円コースの引上げと認められます。
8	賃上げ	「引上げる労働者数」に、引上げ前の賃金が1,500円以上の労働者を含めることはできますか。	No13の考え方により、申請コースと同額以上引上げた場合、その労働者も引上げ労働者数に含めることができます。 例えば70円コースの場合、ある事業場の労働者の賃金がA（1,450円）、B（1,490円）、C（1,510円）であって、Aを70円引上げ1,520円とする場合は、追いつかれるBとCも70円引上げ、それぞれ1,560円、1,580円とした場合、Cも引上げ労働者に含めることができ、引上げ労働者数は合計3人となります。
9	賃上げ	基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っています。その場合、事業場内最賃の算定や、その引上げはどのように行うのですか。	本奨励金は「労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額を、（略）引上げる」（要綱第4条第1項）ものです。そのため、歩合給は賃金算定期間毎にその支払額が変動するものであることを踏まえ、以下のとおり取り扱っています。 ア ①各労働者の申請直前の1年間（雇入れ後1年に満たない者については少なくとも6月間）の歩合給合計額を、その間の総実労働時間で除し、②除した額に、固定給の時間当たりの額を加え、③加えた額のうち、最も低い時間当たりの賃金額となります。 イ 賃金引上げについては、その方法（固定給の引上げ、歩合給の支給条件の変更等）は問いませんが、引上げ前の事業場内最賃に対し、引上げ後の各賃金算定期間において、各コース所定の引上げ額以上とする必要があります。 したがって、例えば、固定給について各コース所定の額以上引上げ、歩合給の支給条件については変更しない場合、賃金引上げ後のある賃金算定期間において歩合給が低額となった場合、時間当たりの賃金額が各コース所定の引上げ額に満たないことがあり得ます。そのときの当該期間については、別途、当該不足額に相当する額以上の賃金を支払うこととし、その旨を就業規則等に定める必要がありますのでご注意ください。
10	賃上げ	介護職員処遇改善加算は提供するサービスに応じて毎月変動しますが、これを毎月職員数で頭割りして手当として支給しています。この場合の事業場内最賃はどのように取り扱うのですか。	取得した介護職員処遇改善加算をどのように労働者に配分するかについては、介護事業者の判断によりますが、設問のように、これを労働者数で除した額を毎月、賃金（手当）として支払っている場合は、歩合給に準じてNo6のように取り扱ってください。

11	賃上げ	1人の労働者が同じ事業場で賃金額の異なる2種類の業務に従事しています。その一方の業務についての賃金を、事業場内最賃として申請することはできますか。	例えば、介護業務と事務業務の2種類の業務それぞれの賃金等の労働条件が明確となっている場合には、そのうちの一方の業務について、その所定労働時間の多寡を問わず、当該賃金額を事業場内最賃として申請することができます。
12	賃上げ	産前産後休暇中等で引上げ後の賃金支払実績のない（又は少ない）労働者を、事業場内最賃の支払対象者としてすることはできますか。	引上げ前の事業場内最賃の支払対象労働者が、賃金引上げ前に産前産後休暇又は育児休業を取得したことにより、当該労働者に対する引上げ後の賃金の支払が全くない場合は、賃金引上げが実際になされたかが確認できないため補助対象とはなりません。 ただし、事業実績報告書提出までに職場復帰し、賃金引上げ後に1日でも勤務し、引上げ後の賃金が支払われ、引上げが確認出来た場合は補助対象となります。 なお、上記前段の場合、当該労働者以外の労働者で引上げ前の事業場内最賃を上回る賃金を支払っていた者の賃金（引上げ後の事業場内最賃を下回っているものに限る。）を要綱別表5に定める引上げ額以上に引上げる場合は補助対象となります。この場合、産前産後休暇又は育児休業を取得している労働者の職場復帰後の賃金についても、当然、事業場内最賃以上とする必要があります。
13	賃上げ	事業場内最賃の唯一の支払対象労働者が、交付決定後に自己都合で退職してしまいました。どのような手続が必要ですか。	必要な手続は退職時期によって異なりますので、以下をご参照ください。 ア 退職時期が賃金引上げ前の場合 他の労働者（雇入れ後6月以上勤務している労働者）を事業場内最賃の支払対象者としてすることができる場合は、事業計画変更申請書を提出してください。そうした対応ができない場合は、事業廃止承認申請書を提出し、あるいは申請を取り下げする必要があります。 イ 退職時期が賃金引上げ後の場合 賃金引上げ後から退職するまでの間においても勤務し、それに応じた賃金が支払われているときは、その日数如何にかかわらず補助対象となりますが、事業実績報告書提出の際は、様式第10号別紙2の3(1)ア④に自己都合で退職した旨を付記してください。
14	賃上げ	手当等を減額して基本給を上げた場合でも、本奨励金利用による引上げと認められますか。	本奨励金利用による賃金引上げとは、すべての賃金の合計額をみて、所定の額以上の引上げがなされている場合をいいます。したがって、例えば、本奨励金利用による賃金引上げに際し、賃金体系全体を見直して一部の手当等を減額する場合でも、このことのみにより交付対象とならないものではありません。しかし、見直し後、すべての労働者に対して支払う賃金総額が引上げ後の事業場内最賃以上である必要があります。 なお、以上により手当を減額する場合については、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定による地域別最賃の算定において、同法第4条第3項第三号の「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」として算入を除外される精皆動手当、通勤手当又は家族手当についても賃金総額に含まれ、これらを引下げ又は廃止した結果、賃金総額でみた引上げ額が各コース所定の引上げ額を下回る場合は、本奨励金利用による賃金の引上げとは認められませんのでご注意ください
15	設備投資	いつ時点の設備投資等が対象になりますか。既の実施済みの設備投資等も対象になりますか。	令和8年4月1日以降に発注した設備投資等が対象となりますので、交付申請時期に関わらず、既に導入済の設備投資等も対象となります。 なお、補助を見越して実施された設備投資であっても、交付決定を約束するものではありませんのでご注意ください。
16	設備投資	同一企業の複数事業場で共同の設備投資をする場合、どのように申請すればいいのですか。	本奨励金は、事業場ごとに申請することとなっています。同一企業の複数事業場で共同の設備投資をする場合には、事業場数で按分して費用を算出してください。 なお、事業場の独立性の判断は、労働基準法における考え方と同一です。
17	設備投資	どのような設備投資等が対象となりますか。	補助対象となるのは「生産性の向上、労働能率の増進に資する」と認められる設備投資等です。生産性向上には、例えば事業場の売り上げの増や収益改善も含みます。また、具体的な設備投資等の対象は別紙1に示しております。生産性の向上や労働能率の増進に資する設備投資等であっても、補助対象外となるものもあることにご留意ください。 なお、次に掲げる県の認定のいずれかを受けている場合は、働き方改革の促進に資する設備投資等が対象となります。 ・茨城県働き方改革優良（推進）企業 ・茨城県障害者雇用優良企業 ・茨城県外国人受入優良(先進)企業
18	設備投資	生産性向上等に資する設備投資等の具体例は。	別紙2「各業種ごとの活用事例」をご覧ください。
19	設備投資	こういったものが生産性向上等に資する設備投資等の対象外となるか。	以下の経費に該当する場合は、補助対象となりません。 ・単なる経費削減を目的とした経費（(例)LED電球への交換、通信費削減のためのプラン変更、資料作成の外注等） ・不快感の軽減や動線確保等による快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（(例)動線確保に伴うレイアウト変更、エアコン設置、執務室の拡大、内装工事等の改築費用、机・椅子の増設、空調服等） ・通常の事業活動に伴う経費（(例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、掃除機などの清掃用品、汎用事務機器購入費等） ・広告宣伝費・販売促進費（パンフレット、動画、写真等の作成及び媒体掲載、デジタルサイネージ等による掲載、展示会の出展、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、ランディングページの作成、マーケティングツール活用等） ・建築物構築に関する経費、その他の費用（(例)工場建屋、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス、室内の作業スペース等）の取得費用及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用）、 ・再生エネルギーに係る費用（(例)再生エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど））、移動に要する費用（(例)船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用） ・娯楽性又は遊戯性が高く、事業の生産性向上または業務効率化に直接資すると認められない設備（(例)全自動麻雀機、カラオケ機器、ゲーム機等） その他、事前に別紙1をご確認の上、申請をお願いいたします。
20	設備投資	リース料金、保守料金は補助対象となりますか。	器具機械借料及び損料、物品借料及び損料等の費用（会場借料を除く。）にかかるリース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、補助対象となる経費は、補助実施年度に支払われるものに限ります。なお、自動車のリース、ローン契約、保守契約等は補助対象外となりますのでご注意ください。
21	設備投資	リース料金や保守料金はどの期間まで対象となりますか。	リース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、補助対象となる経費は、実績報告前に支払われたものに限ります。この場合、複数年分を前払いした場合は、補助実施年度を含め3年分が補助対象となります。
22	設備投資	相互の関連はない複数の設備投資等を行いました。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。	相互の関連はない複数の設備投資等であっても、それぞれが生産性の向上、労働能率の増進に資する場合であれば、設備投資等の合計の額をもって申請し、上限額を限度として補助を受けることができます。
23	設備投資	設備投資等を自社で施工、製造するものでも補助対象となりますか。	原則として、自社で施工、製造するものは補助の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは補助対象となります。
24	設備投資	老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も、設備投資等に当たると認められますか。	老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば、補助対象となります。他方、同等性能の機器設備等を導入することは、生産性の向上が認められないため、要綱上の「設備投資等を行う」ものとは認められません。 申請をされる場合には、既存の機器設備等より高い能力を有する点について、事業実施計画書等に具体的な数値等や客観的な根拠資料を示しつつ、具体的に記載ください。

25	設備投資	事業場内で既に使用している機器等を増設しました。増設についても、設備投資等として補助対象となりますか。	既存の機器等だけでは対応できない作業量があり、増設することにより生産性の向上、労働能率の増進に資すると認められる場合には、補助対象となります。															
26	設備投資	設備投資等は、年間を通じて常時使用するものに限りませんか。	設備投資等については、使用する時季に限られるもの、常時使用するものではないものであっても補助対象となり得ます。 ただし、想定される使用頻度が極端に低い場合には、生産性の向上、労働能率の増進に資するとはいえず、別紙1の（注7）の⑦又は⑧に該当するものとして不交付決定されることがありますのでご注意ください。															
27	設備投資	設備投資として、事業主が使用する機器を購入します。補助対象となりますか。	事業主が専ら使用する機械設備の導入であっても、事業主が労働者と同じように使用することにより、申請事業場全体の生産性向上が認められる場合は、補助対象となります。															
28	設備投資	設備投資として、特殊用途自動車（「8ナンバー車」）を導入する場合、車両本体以外の関連費用も補助対象となりますか。	購入に際して支払を要する費用のうち、車両本体以外で補助対象となるものは、通常装備、検査登録（届出）手続の代行業、車庫証明手続の代行業、納車費用等です。 他方、検査登録（届出）手続預かり法定費用、車庫証明手続預かり法定費用、販売車両リサイクル料金、自動車取得税、自動車重量税、自動車賠償責任保険等、希望ナンバー交付手数料のほか、オーディオ等のオプション装備についても対象外となります。															
29	設備投資	業務用高機能プリンターに付属するパソコン、ハードディスクも、設備投資として補助対象となりますか。	例えば、プリント生地工場における布地印刷用のプリンター等の業務用高機能プリンターの導入において、当該プリンターの稼働に必要なパソコンのスペック、ハードディスクの容量等が、当該プリンター稼働の要求仕様となっており、事務作業用の汎用パソコン、ハードディスクでは対応できない場合に限り補助対象となり得ます。															
30	設備投資	ホームページの作成、改修については、補助対象となりますか。	ホームページ上で、受発注及び決済の両方が可能となるもののほか、受注（顧客からの発注をホームページ上で受ける）機能を付加する作成・改修等については補助対象となります。															
31	設備投資	補助対象となる経営コンサルティング経費とはどのようなものですか。	経営コンサルティングの実施者については、別紙1（注5）に具体的に示されているほか、金融機関が行う経営相談に準じて、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関による経営コンサルティング経費についても補助対象となります。また、特定のコンサルティングを依頼する契約のほか、新たに継続的なコンサルティング契約（顧問契約）を締結する場合についても、当該年度内の経費については補助対象となります。															
32	設備投資	特殊用途自動車の導入をする際に気をつけるべきことはありますか。	特殊用途自動車として補助対象となるのは、原則、車両に対して付与されるナンバープレートの「車種を表す数字」が8で始まるものになります。また、「使用の本拠の位置」は、申請事業場の住所である必要があります。															
33	設備投資	事業完了日はどのように定めたいでしょうか。	①導入機器等の納品日、②補助対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日（就業規則等の改正日）のいずれか遅い日となります。															
34	設備投資	振込手数料は補助対象となりますか。	振込手数料は補助対象外です。振込手数料を相手方が負担した場合は値引きがあったものとして取り扱います。したがって、奨励金支給額が交付決定額よりも減額となる場合があります。															
35	設備投資	別紙1（注1）等にある「補助対象経費の上限」は税込みの額ですか。	消費税を除いた額です。															
36	設備投資	補助対象経費をクレジットカードで支払ってもいいのですか。	原則として振込払いとなります。 なお、クレジットカード、小切手、約束手形（回し手形を除く。）等による支払いで、事業完了期日である、令和9年1月29日までに口座から引き落とされていない場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、現金支払いの場合は、預金通帳等の写しだけでなく、総勘定元帳、現金出納帳等も提出してください。															
37	補助対象	どのような「中小企業事業者」が補助の対象となりますか。資本金等がない場合はどのように判断するのですか。	対象となる「中小企業事業者」については、業務改善助成金要綱第2条及び要領別紙1に定められており、業務改善助成金要綱第2条の資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかを満たす事業者が該当します。いわゆる「みなし大企業」（大企業が発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合等）については、業務改善助成金要綱第2条第2項該当する場合は、対象外となります。 なお、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断します。 【表1：中小企業の定義】<table><tr><th>業種</th><th>①資本金の額又は出資の総額</th><th>②常時使用する企業全体の労働者数</th></tr><tr><td>一般産業（下記以外）</td><td>3億円以下の法人</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下の法人</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円以下の法人</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000万円以下の法人</td><td>50人以下</td></tr></table>※①資本金の額又は出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要です。	業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数	一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下	卸売業	1億円以下の法人	100人以下	サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下	小売業	5,000万円以下の法人	50人以下
業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数																
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下																
卸売業	1億円以下の法人	100人以下																
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下																
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下																
38	補助対象	労働保険に未加入（又は労働保険料を滞納中）の場合でも補助の対象となりますか。	労働者を1人でも雇っている場合（又は労働保険料を滞納中の場合）は、労働保険への加入（又は労働保険料の納入）が必須となりますので、未加入の場合には、事業場の所在地を管轄する労働局の労働保険主務課室（労働保険適用・事務組合課、労働保険徴収課（室））にご連絡いただき、加入手続（又は納入手続）をお済ませください。未加入（又は労働保険料を滞納中）の場合は本奨励金を受けることはできませんので、ご注意ください。															
39	補助対象	事業場の業務継続期間に要件はありますか。例えば、新たに事業場を設けた直後や、個人事業主が法人化した直後でも補助対象となるのでしょうか。	本奨励金は、賃金の引上げ対象者が「雇入れ後6か月を経過した労働者」である必要があることから少なくとも設立から6か月以上継続している必要があります。 他方で、当該企業で「雇入れ後6か月を経過した労働者」が、新設事業場における事業場内最賃の支払対象者である場合、当該新設事業場において既に業務が行われ、当該業務が設備投資等によって生産性の向上、労働能率の増進に資することを確認できるのであれば、新設事業場の業務継続期間が6月未満でも補助対象となり得ます。また、個人事業主が法人化した場合でも、法人化前に雇入れ後6か月以上経過した労働者を使用している場合は、上記と同様、法人化後の経過期間にかかわらず、補助対象となり得ます。															
40	併給	労働関係各種助成金と併せて奨励金を受けることはできますか。	他の助成金等について補助対象が同一の設備投資等に要する費用ではないものについては、補助を受けることができますが、他の助成金等の補助目的等が重複する場合は、併給調整の対象となる場合がございます。 なお、いばらき業務改善奨励金で賃金引上げの対象とした労働者について、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の支給対象労働者としてカウントすることはできませんので、ご注意ください。															
41	併給	「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの補助は、併せて補助を受けることができますか。	公益財団法人等から、本奨励金の補助対象と同一の設備投資等の費用に対する補助等を受ける場合は、併せて補助を受けることはできません。															
42	不交付	本人の希望で短時間勤務等へ変更し、賃金の引下げを行いました。この場合も、不交付事由の賃金引下げに当たりますか。	要綱上、所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少が労働者の都合による場合は、賃金を引き下げた場合に当たらない旨示されています（要綱別表1補助対象事業者欄（19）ウ）。そのため、本人希望による短時間勤務や所定労働日の少ない勤務への変更に伴い賃金の引下げがあった場合でも、交付対象となり得ます。 なお、こうした場合については、労働者自身の希望によるものであることを明らかにするため、所定労働時間の短縮等を申し出る旨及びその理由が簡潔に記載され、労働者の署名又は記名押印のある書面を事業実績報告書に添付して提出してください。															
43	不交付	定年退職後の再雇用の際等に賃金が減少するのは、賃金引下げに当たりますか。	賃金規程に基づく賃金の減少については、就業規則等であらかじめ定められている場合には、設問のケースの他、賃金体系上、高齢期にいわゆる賃金カーブが右肩下がりになっていることによるものについても、要綱別表1補助対象事業者欄（19）の賃金引下げには該当しません。 ただし、労働条件の不利益変更を行った場合には賃金引下げに該当することになります。															

44	不交付	人事評価に基づく賃金引下げは、どのようなものでも賃金引下げには当たらないと考えてよいのですか。	人事評価制度による賃金額の見直し等正当な理由によると県が認めた場合は、賃金の引下げには当たりません。これについては、単に人事評価制度が設けられているか否かだけではなく、例えば、賃金の減額は、当該労働者の業績が不良である等具体的な事由に基づきなされるものとなっているか等、制度の合理性及び運用の適切性を踏まえて判断することとなります。
45	不交付	基本給を減額するとともに、手当を新設、増額する賃金体系の変更は賃金引下げに当たりますか。	基本給を減額するものであっても、手当が新設、増額される等により、賃金算定期間毎の賃金総額が減少する労働者が生じないような賃金体系の変更の場合は、要綱別表1 補助対象事業者欄（19）の賃金引下げには当たりません。
46	不交付	経営不振、生産調整による賃金引下げは、本事業の賃金引下げに当たりますか。	設問のような状況の下での賃金引下げについては、要綱別表1 補助対象事業者欄（19）イに当たる場合の他、所定労働時間（日数）の短縮（減少）による月当たりの賃金額を引き下げた場合についても、同ウに該当するため補助対象となりません。
47	不交付	労働基準監督署の是正勧告を受けていても奨励金を利用することができますか。	申請書の提出日の前日から起算して1年前の日から実績報告を行った日の前日又は賃金額を引上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に労働基準監督署からは正勧告を受けている場合、申請することは出来ません。
48	取下げ	交付決定前あるいは決定後に取下げする場合、どのようにすればいいのでしょうか。	いずれの場合についても、申請を取り下げるときは、いばらき業務改善奨励金取下申請書（様式第9号）を提出してください。交付決定後15日を過ぎた場合は、いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を提出してください。 なお、取下げの場合も申請書原本は返却できませんが、見積書など添付資料については、申し出があれば原本を返却します。
49	実績報告	事業実績報告書の提出時までに、導入機器の値引きや金額の変更があった場合、実績報告書の「総事業費」の額はどのように記載するのですか。	実績報告書の総事業費について、導入機器の値引き等により交付申請書の総事業費の額を下回った場合は、実際に支払った額を記載してください。
50	実績報告	引上げた賃金の実績報告書の提出期限までに支払えない場合はどうしたらいいですか。	引上げた賃金は、事業実績報告書の提出日までに支払う必要があります。
51	就業規則	10人未満の事業場における賃金引上げに関する「（就業規則に）準ずるもの」についてはどのように作成すればいいのですか。	（就業規則に）準ずるものについては、少なくとも、賃金引上げ後の事業場内最賃及び賃金引上げ日を定め、併せて、作成者（事業場名）、作成年月日等を記載した書面を作成してください。この書面は労働基準監督署への届出は必要ありませんが、就業規則に準じて労働者代表からの意見書を添付するとともに、作成後は必ず労働者に対して周知してください。 なお、一般的な労働契約書及び労働条件通知書は、就業規則に準ずるものには当たりません。
52	計画変更	計画変更申請が不要である「軽微な変更」とはどのようなものですか。	例えば、①申請時と同一の型番の製品について申請時の見積額より安価となった場合（見積額より高額になった場合には計画変更申請が必要）、②賃金引上げ日の変更の場合については、軽微な変更となります。また、補助対象機器の納品期日が変わった場合についても、事業完了予定日を超えないものは軽微な変更となります。
53	財産処分	財産処分とはなんですか。	財産処分とは、奨励金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うことをいいます。 業務改善奨励金により取得した設備投資等を処分制限期間内に「財産処分」する場合には、要綱第18条第3項に規定されているとおり事前に知事の承認が必要です。 承認を経ずに、財産処分を行った場合、奨励金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）に基づく交付決定の取消しや加算金を含めた奨励金の返還をしていただく場合がございます。 ■財産処分の種類 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。 譲渡：補助対象財産の所有者の変更。 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。 取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。 廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。 抵当権の設定：補助対象財産を担保に供すること
54	財産処分	「財産処分」が必要な処分制限期間は、どのように定められていますか。	「財産処分」が必要な処分制限期間は、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により総務大臣が定める期間となります。

1. 社労士報酬への補助

No.	区分	質問	回答
1	補助対象	どういった費用が対象経費となるか。	いばらき業務改善奨励金の上乗せコース（令和8年9月1日以降国助成金申請分）または拡大コース、国の業務改善助成金の交付申請手続きに係る社会保険労務士への報酬が対象となります。なお、令和8年4月1日以降に依頼をした経費が対象となりますので、交付申請に当たり事前に依頼をしていた経費についても対象となります。
2	交付申請	複数事業場分をまとめて依頼している場合、どのように申請したらよいか。	事業場数で按分して費用を算出してください。